

- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) 他の応援部隊の活動状況
- (9) その他活動上必要な事項

(資機材の貸出し及び地図の配付)

第13 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第7のとおりとする。

3 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第14 ヘリコプター離着陸場所は、別表第8のとおりとする。

(宿営場所)

第15 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第9のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

(燃料補給場所)

第16 調整本部は、燃料の補給場所について、指揮支援部隊長又は指揮支援隊長を通じて、応援都道府県大隊長等へ連絡するものとする。

ただし、現地給油が必要な場合は、被災地市町村等が給油用タンクローリーの要請を行うものとする。

2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。

3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。

4 水上小隊の燃料補給場所は、調整本部が北海道災害対策本部と協議の上、別途指定するものとする。

(燃料調達要請)

第17 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協

議し、災害時における石油類燃料の供給等に関する協定に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を締結している団体は、「北海道石油業協同組合連合会」とする。

(重機派遣要請)

第18 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、要請するものとする。

(物資等調達要請)

第19 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、災害時における物資等の供給に関する協定等に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における各地区内の食料品等調達可能場所は、別表第12表のとおりとする。

(部隊移動)

第20 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第3又は別紙第4のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第21 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

- 2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
- 3 知事は、被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
- 4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第22 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、北海道内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を經由して都道府県大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長に対し、要請要綱別記様式6-5により指示を行うものとする。
- 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-6により通知するものとする。

5 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第23 調整本部は、部隊移動を行う場合は、北海道災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第24 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式4-1)

3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

第7章 経費処理等

(経費処理)

第25 法第44条第5項の規定により、消防庁長官の指示で緊急消防援助隊として出動した場合は、法第49条の規定により、政令で定める下記の経費については、国が負担する。

また、法第44条第1項の規定により、長官の求めに対し出動した場合には、出動に係る経費は、一般財団法人全国市町村振興協会の消防広域応援交付金交付規程の定めるところにより同交付金の交付を受けることができる。

- (1) 特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び旅費
- (2) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設に係る修繕料及び役務費並びに当該活動のために使用したことにより当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設にかわるべきものの購入費
- (3) 前(1)、(2)に掲げるもののほか、緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料その他の物件費

2 応援に係る経費については、応援市町村が一旦、それを負担し、国庫負担の場合には、国に対して負担金交付申請を行うものとする。

また、一般財団法人全国市町村振興協会の消防広域応援交付金にあっては、受援市町村長の同協会への申請を受け、応援市町村は同協会に消防広域応援実績報

告書を提出し交付を受けるものとする。

- 3 高速自動車国道及び有料都道府県道等の有料道路の通行については、通行料の徴収が免除される。

第8章 その他

(情報共有)

第26 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した画像等の共有に努めるものとする。

(地理情報)

第27 北海道及び各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関
- (9) その他応援部隊の活動に必要と認められる事項

(災害時の体制整備)

第28 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

第29 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、北海道が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するとともに、北海道に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに北海道に対応する指揮支援隊の属する消防本部の

長に対して、情報提供するものとする。

(航空隊の受援計画)

第30 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、北海道緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

附 則

この計画は、平成17年1月19日から施行する。

附 則

この計画は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年4月12日から施行する。

【別表第1】

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日消防震第9号)」をいう。	
3	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
	広域応援協定	「北海道広域消防相互応援協定(平成3年2月13日)」をいう。	
5	アクションプラン	基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には「東海地震における緊急消防援助隊運用方針等」、「首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等」、「東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針等」を指す。	要請要綱第2条(17)
6	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	基本計画第4章1(3)
7	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
8	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(6)
9	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画第4章2(1)
10	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画第4章2(2)
11	地区	都道府県大隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、北海道内の消防本部をグループ分けしたものをいう。	広域応援協定第3条
12	代表消防機関	都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う消防本部をいう。	基本計画第2章第2節2 広域応援協定第5条
13	代表消防機関代行(地区代表消防機関)	地区内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめを行う。また、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防本部をいう。	要請要綱第1章第2条(7) 広域応援協定第5条
14	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、応援都道府県に属する代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第9条
15	集結場所	都道府県大隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第12条
16	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(12)
17	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	要請要綱第2条(5)
18	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画第1章第2節
19	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第2条(1)
20	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条(2)
21	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	要請要綱第1章第2条(3)
22	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
23	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第16条

【別表第1】

用語の定義

No.	用語	内容	備考
24	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節1(1)
25	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第5節1(3)
26	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第5節1(4)
27	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第18条
28	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第2節3
29	都道府県大隊指揮隊	都道府県大隊長の任務を遂行するために設置され、指揮及び情報の収集伝達・通信等を任務とする隊をいう。	基本計画第2章第4節1
30	統合機動部隊	大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて、迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節2
31	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節3
32	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(12)
33	陸上隊	航空小隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
34	第一次編成陸上隊	迅速出動対象災害が発生した場合、統合機動部隊に引き続き、直ちに出動するために編成される隊をいう。	
35	第二次編成陸上隊	第一次編成陸上隊の後に編成される隊をいう。 比較的走行速度が遅い車両(後方支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊等)を含む。	
36	NBC災害	次に掲げる災害の総称をいう。 ・N災害とは、放射線物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はおそれがある事故により生じる災害をいう。 ・B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。 ・C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事項により生ずる災害をいう。	運用要綱第2条(9)～(11)
37	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地へ出動することをいう。	要請要綱第2条(16)

【別表第2】

関係機関連絡先

1 主要関係機関

区分	時間帯別	連絡要請窓	NTT		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX	
国	日中	広域応接室	03-5253-7527	03-5253-7537	90-43412	90-49033	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49033	
	夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	90-49016	90-49036			
	日中 夜間	危機対策課	011-204-5009	011-231-4314	01-11	01-11	TN-001-210-22-575	TN-001-210-22-729	
北海道	日中 夜間	防災航空室	011-782-3233	011-782-3234	01-11-39-898	-	TN-001-210-39-898	TN-001-210-39-899	
	日中 夜間	建設部総務課	011-204-5532	011-232-4138	-	-	TN-001-210-29-111	TN-001-210-29-149	
道内代表消防本部及び代表消防本部代行									
消防機関	日中 夜間	消防救助課	011-215-2060	011-271-0610			TN-001-235-32060	TN-001-235-43060	
	日中 夜間	消防指令課	011-215-2080	011-261-9119			TN-001-235-32080	TN-001-235-43080	
	日中 夜間	消防課	0138-22-2146	0138-27-6199					
	日中 夜間	消防指令課	0138-22-2126	0138-26-3408					
	日中 夜間	消防課	0144-84-5023	0144-84-5037					
	日中 夜間	消防指令課	0144-84-5048	0144-57-5363					
	日中 夜間	消防課	0134-22-9138	0134-22-9182					
	日中 夜間	消防通信指令係	0134-22-9137	0134-22-5345					
	日中 夜間	消防救助課	0166-33-9962	0166-33-9905					
	日中 夜間	消防指令課	0166-33-9961	0154-22-8204					
指揮支援部隊長(代行含む。)及び指揮支援隊所属消防本部	日中 夜間	消防救助課	011-215-2060	011-271-0610			TN-001-235-32060	TN-001-235-43060	
	日中 夜間	消防指令課	011-215-2080	011-261-9119			TN-001-235-32080	TN-001-235-43080	
	日中 夜間	消防課	022-234-1111	022-234-4280			TN-004-621-2320	TN-004-621-2219	
	日中 夜間	消防指令課	03-3212-2258	022-234-2364			TN-004-621-6666	TN-004-621-2289	
	日中 夜間	消防部消防課	045-334-6713	03-3213-1476			TN-013-601-9501-3545	TN-013-601-9501-6704	
	日中 夜間	消防部消防課	045-334-1351	045-331-5221			TN-014-700-10-721	TN-014-700-10-740	
	日中 夜間	消防課	043-202-1612	043-202-1654	101-800-3109	101-800-3109	TN-012-101-800-3111	TN-012-101-800-3109	
	日中 夜間	消防課	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3690	101-800-3669	TN-015-492-2053	TN-015-492-2049	
	日中 夜間	消防課	025-288-3250	025-288-3255			TN-015-492-2074	TN-015-492-2079	
	日中 夜間	消防指令課	025-288-3270	025-288-3275					

関係機関連絡先

1 主要関係機関

分	区	時間帯別	連絡・要請窓	NTT		消防災無線		地域衛星通信ネットワーク		備考
				電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX	
第1次出動 都道府県【陸上隊】										
青森県	危機管理庁消防保安課	日中夜間	消防保安課	017-734-9087	017-722-4867	02-221	02-229	TN-022-801-810-4134	TN-002-801-6021	
青森県	青森地域広域事務組合消防本部	日中夜間	通信指令課	017-775-0851	017-775-1444			TN-002-801-9012	-	
岩手県	総務部	日中夜間	総合防災室	019-629-5151	019-629-5174	03-17	03-40	TN-003-111-22-5151	TN-003-111-21-181	
岩手県	盛岡地区広域消防本部	日中夜間	警防課 通信指令課	019-626-7402 019-622-0119	019-651-9916 019-626-4016			TN-003-414-1 TN-003-414-2	TN-003-414-9	
宮城県	総務部	日中夜間	消防課	022-211-2374 022-211-2140	022-211-2398	04-8-2374 04-8-2140	04-8-2398 04-8-2120	TN-004-220-8-2374 TN-004-220-8-2140	TN-004-220-8-2398	
宮城県	仙台市消防局	日中夜間	警防課 消防指令課	022-234-1111	022-234-4280 022-234-2364			TN-004-621-2320 TN-004-621-6666	TN-004-621-2219 TN-004-621-2289	
秋田県	総務部	日中夜間	総合防災課	018-860-4565	018-824-1190	05-11	05-52	TN-005-100-100569	TN-005-100-100600	
秋田県	秋田市消防本部	日中夜間	警防課 通信指令課	018-823-4243 018-823-4265	018-823-9006 018-823-7214			TN-005-201-474 TN-005-201-326	TN-005-201-410 TN-005-201-340	
出動準備 都道府県【陸上隊】										
山形県	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局	日中夜間	危機管理課 值班室	023-630-2227 023-630-2754	023-633-4711	06-511	06-500	TN-7-006-800-1245	TN-7-006-800-1502	
山形県	山形市消防本部	日中夜間	警防課 通信指令課	023-634-1197 023-634-1198	023-631-7320			TN-7-006-744-901	TN-7-006-744-950	
福島県	危機管理部	日中夜間	消防保安課 夜間担当携帯	024-521-7190 080-6028-8969	024-521-9829	07-61	07-60	TN-007-201-2629	TN-007-201-5625	
福島県	福島市消防本部	日中夜間	警防課 通信指令課	024-534-9102 024-534-0119	024-534-0310			TN-007-270-88-222 TN-007-270-01	TN-007-270-10	
茨城県	生活環境部防災・危機管理局	日中夜間	消防安全課 防災・危機管理課	029-301-2896 029-301-2885	029-301-2887 029-301-2898			TN-008-100-2896 TN-008-100-2880	TN-008-100-2887 TN-008-100-2898	
茨城県	水戸市消防本部	日中夜間	消防救助課 消防救助課	029-221-0124 029-221-0111	029-224-1139 029-221-0147			TN-008-510-8400 TN-008-510-8400	TN-008-510-8450 TN-008-510-8450	
栃木県	県民生活部	日中夜間	危機管理課	028-623-2136	028-623-2146	09-7502	09-7506	TN-009-500-2136	TN-009-500-2146	
栃木県	宇都宮市消防局	日中夜間	警防課 通信指令課	028-625-5500	028-625-5509 028-625-3001	09-651-02	09-651-01	TN-009-651-411	TN-009-651-01	
群馬県	総務部	日中夜間	消防保安課	027-220-2250	027-221-0158	10-351	10-310	TN-010-300-1-2250	TN-010-300-1-4453	
群馬県	前橋市消防局	日中夜間	通信指令課	027-220-4500	027-220-4528			TN-010-701-1400	TN-010-701-1490	